

## 民事信託の活用

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙織  
弁護士 望月 康平

### ▶ POINT

- ① 民事信託の活用が広がってきています。
- ② 民事信託により、後見制度や遺言ではできない柔軟な財産管理や資産承継が実現できる場合があります。
- ③ 信託は、財産管理や資産承継のほか、事業承継等、様々な場面で活用可能です。

### 1 はじめに

現行の信託法の施行から10年以上が経過し、「民事信託」の活用が少しずつ広がっています。「信託」というと、資産運用を目的とする「投資信託」を思い浮かべる方が多いかもしれませんが、本稿で主に扱うのは「民事信託」です。「民事信託」とは、営利を目的としない信託のことです。典型的には、家族や親族が財産の預かり手（受託者）となって、家族・親族間の財産の管理・移転・処分等を行うものであり、現行信託法により認められた制度です。

民事信託により、これまでの制度ではできない柔軟な財産管理や資産承継が実現できることがあり、そのほかにも、事業承継等、様々な場面での活用が考えられます。本稿では、民事信託の活用場面をご紹介します。

### 2 高齢者の財産保護

#### ケース1 【高齢者の財産保護】

X(80歳)は、一人暮らしの高齢者で、賃貸不動産等の資産を有している。配偶者は既に亡くなって

おり、長男 A(50歳)と次男 B(45歳)は既に独立している。最近、X は少し判断能力が落ちてきたことを自覚しており、振り込め詐欺等の心配もある。X は、今の生活を変えずに、長男 A に財産の管理をしてほしいと希望している。

#### (1) 後見制度を使った対応とその限界

このようなケースでは、まず、後見制度の利用を検討されることが多いと思われます。後見には、「任意後見制度」と「法定後見制度」がありますが<sup>1</sup>、次のような限界もあります。

ケース1で「任意後見制度」を用いて、X と長男 A との間で「任意後見契約」及び「財産管理委任契約」を締結する場合、X の判断能力が不十分な状態に至るまでの間は、「財産管理委任契約」に基づいて長男 A が X の財産を管理し、不十分な状態に至った後は、「任意後見契約」に基づいて、長男 A が後見人に就任して X の財産を管理することになります。しかし、任意後見の制度上、X 本人に財産管理の権限が残るため、X が自ら不適切な財産管理・処分を行ってしまうリスクがあります。また、任意後見制度では、家庭裁判所が弁護士等の専門家を任意後見監督人に選任し、後見人の長男 A はその監督の下で財産管理を行うことになりますが、X や長男 A が、任意後見監督人や家庭裁判所の関与を希望しない場合もあります。

次に、「法定後見制度」を利用する場合の限界として、X の判断能力が不十分な状態に至るまでの間、この制度は利用できません。ケース1でも、すぐには法定後見制度を利用できない可能性があります。また、たとえば、X の判断能力が不十分な状態に至った後、長男 A が成年後見開始の審判の申立てをした場合、次男 B が反対している等の事情から、家庭裁判所の判断により、長男 A ではなく、弁護士等の第三者が成年後見人に選任されることがあり得ます。X 本人や家族が家庭裁判所の関与を希望しない場合があるのは任意後見制度の場合と同様です。

#### (2) 民事信託を使った対応

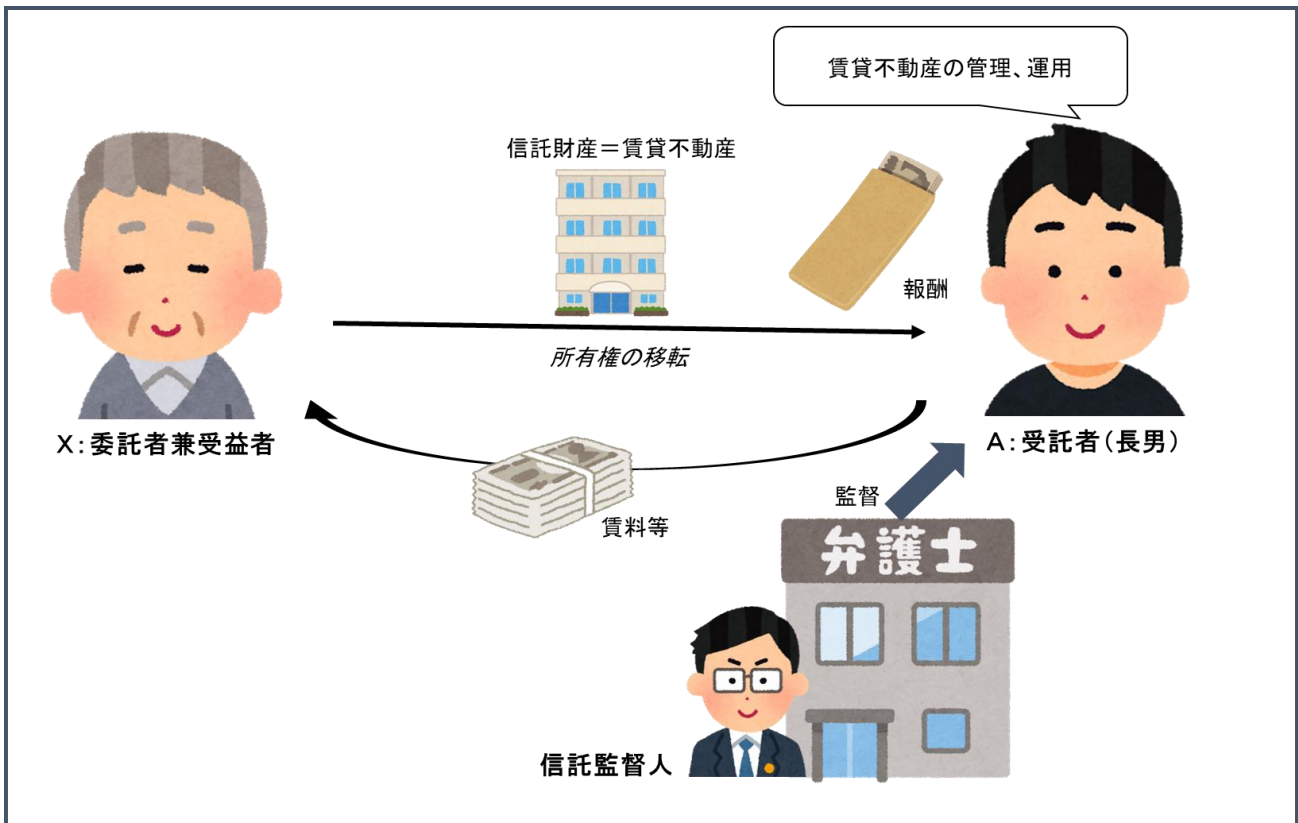
このように、後見制度には一定の限界もあることから、民事信託を活用することも考えられます。たとえば、次ページの図のように、信頼できる長男 A を、X の財産である賃貸不動産の預かり手(受託者)とし、X 自らを受益者とする信託契約を締結することが考えられます。民事信託の場合、後見制度とは異なり、家庭裁判所は関与しません。

民事信託を活用することで、X 本人の財産管理の権限を無くすことができますし、かつ、受託者である長男 A の報酬を任意に取り決めることも可能です。賃貸不動産の処分の時期・方法等を定めることもできます。長男 A の財産管理に不安があれば、任意に、弁護士等の専門家の

<sup>1</sup> 「任意後見制度」は、自らが、将来、判断能力が不十分になる場合に備え、予め、契約により、後見人になる者を選んで、財産管理等に関する事務を委託するとともに代理権を与えることを定めておくものです。契約締結後、判断能力が不十分な状態になった段階で、家庭裁判所が後見人を監督する者(任意後見監督人)を選任することにより契約が効力を生じ、後見人が事務処理を開始することになります。一方で、「法定後見制度」は、既に判断能力が十分でなくなっている者について、家庭裁判所が財産管理等を行う者を選任する制度であり、本人に残っている判断能力の程度に応じて、補助、保佐、後見の3類型が用意されています。

信託監督人を置くこともできます。このように、民事信託を使用することで、柔軟な財産管理の方法を自ら設計し、それを実現できる場合があります。

ただし、X の身上監護(財産管理以外の身の回りの世話)は信託の対象にはできませんし、年金受給権等、他人に譲渡できない財産も信託の対象にはできません<sup>2</sup>。これらへの対処が必要な場合は、具体的な事情に応じて、後見制度の併用等を検討する必要があります。



### 3 親亡き後の障がいを持つ子の問題

#### ケース2 【親亡き後の障がいを持つ子の問題】

X(80歳)には、知的障がいを持った一人息子 A(50歳)がいる。Xの妻は既に他界している。Xは自分が死んだ後のAの生活について心配している。Xは賃貸不動産を所有しているが、Aがこれを管理することは難しい。Xは、Xの甥B(35歳)に賃貸不動産の管理を任せるとともに、Xの死亡後は、その収益をAに帰属させ、Aが死亡した後は、賃貸不動産をBに取得させたい。

<sup>2</sup> 年金については、Xの判断能力が残存しているうちに、年金が入る口座から自動的に信託口座に送金させるサービスを利用する(たとえば5年間等)ことも考えられます。

## (1) 後見制度や遺言制度を使った対応とその限界

ケース2においても、後見制度を使うことが考えられます。しかし、ケース1と同様、「任意後見制度」を用いた場合(甥 B を息子 A の任意後見人に定めて財産管理を任せる等)、相続発生後に息子 A 自身が当該不動産につき不適切な財産管理・処分を行ってしまうリスクが残りますし、「法定後見制度」についても、息子 A の判断能力の程度によっては、そもそも法定後見制度が使えない可能性があります。家庭裁判所の関与を希望しない場合があるのもケース1と同様です。

ケース2では、「遺言」による対応も考えられます。しかし、遺言は X 死亡時まで効力が発生しません。また、X は最終的な相続財産の帰属について、「X 死亡後には A に帰属させ、A 死亡後には B に帰属させたい」と考えているところ、このような数次相続の遺言は無効と解されています。X が遺言によって財産をコントロールできるのは、基本的に A への相続までです<sup>3</sup>。したがって、X から A への相続の後、A が遺言を作成できなければ、A 死亡後には、A の相続人が不存在であること等により、最終的に相続財産が国庫に帰属することにもなりかねません。

## (2) 民事信託を使った対応

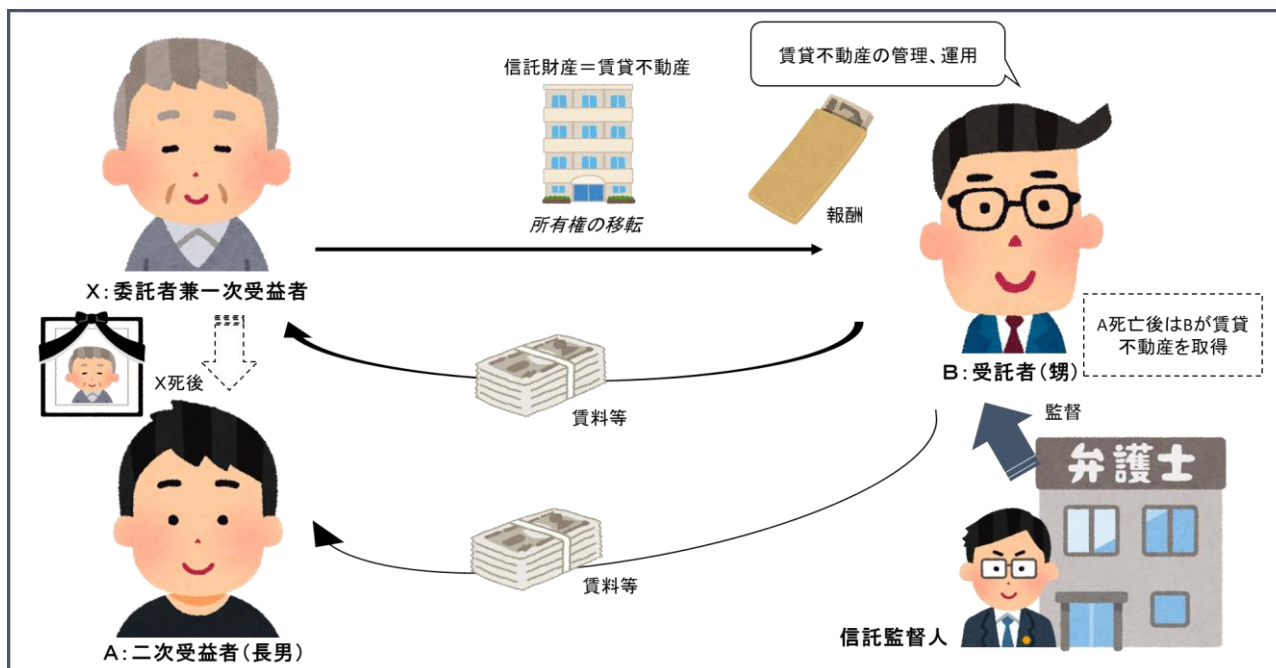
以上のような後見制度や遺言制度の限界を踏まえて、民事信託を活用することが考えられます。

たとえば、下図のように、信頼できる甥 B を不動産の預かり手(受託者)とし、X の生前については X 自らを受益者とし、X が死亡した後には A を受益者(第二次受益者)とする、といった信託が考えられます。この場合、A の死後(信託終了時)の信託財産の帰属を甥 B とする旨定めることができますし、受託者となる甥 B への報酬を任意に取り決めることが可能であり、甥 B による適正な財産管理に不安があれば、弁護士等の専門家を信託監督人として置くこともできます。

このように、財産管理を A にさせることなく、また、A が不適切な財産管理をしてしまうことを避けつつ、最終的な財産の帰属を甥 B にする等、民事信託を使うことにより、後見制度や遺言制度ではできない柔軟な対応が実現できる場合があります。

なお、ケース1と同様、A の身上監護や譲渡禁止財産の管理等については、別途、後見制度の併用等を検討する必要があります。

<sup>3</sup> 「負担付き遺贈」により、X が甥 B に不動産を遺贈し、「息子 A の存命中は賃料収入等を息子 A に取得させる」旨の負担を付けることも考えられますが、X の死後、甥 B が負担を履行しない可能性があります。



## 4 他の場面への応用

### ケース3 【事業承継—後継者の育成】

X(60歳)は、株式会社 Y の代表取締役であり、同社の株式の100%を保有している。X には長男 A(25歳)がいる。株式会社 Y には信頼できる番頭 B(50歳)がいる。X には持病があり、突然悪化する可能性がある。X は将来的に長男 A を後継者にしたいと考えているが、現時点では長男 A は経験が少なく、すぐに株式を譲渡するには不安がある。長男 A が経験を積むまで、番頭 B に長男 A を監督・教育させながら、しばらくは X が経営権を保有し、最終的には長男 A に全権限を承継したい。

#### (1) 事業承継—後継者の育成

現経営者から後継者への事業承継を検討する際、後継者の選定の問題、相続税・贈与税等の税務上の問題、他の後継者候補や相続人(経営に関わっていない兄弟姉妹等)に関する問題等に苦心することが多いと思われます。ケース3のような場面では、会社の株式の単純な贈与・売買や、遺言制度を利用しただけでは、X や関係者らの希望に沿った解決は困難です。種類株式の発行といった会社法上の制度等を検討することになりますが、一つの選択肢として、民事信託を活用することも考えられます。

たとえば、ケース3では、株式を段階的に X から長男 A に贈与等で譲渡していく方法や、「拒否権付種類株式(会社法108条1項8号)」を発行して、これを X が保有し、他の株式を長男 A に譲渡する方法の他、民事信託を活用する方法も考えられます。信託の活用の仕方としては、たとえば、Y 社の株式を信託財産として番頭 B に受託し、株主権のうち、自益権(剰余金配当請求権など)を受益権として後継者の長男 A に与え、共益権(議決権等)は株式名義人である受託者 B が行使す

るものとし、Bによる行使については現経営者Xを指図権者として定め、XがBに指図することによって議決権等を行使させ、もって、Xが経営に参画する、といった方法が考えられます。

どの制度を使うかによって、現経営者、後継者及びその他利害関係人の会社に対する支配関係が変わってくるとともに、税務上の取り扱いも異なってきます。各制度のメリット・デメリットを検討することが肝要です。

## (2) その他の場面での活用

事業承継の際、信託が活用できる場面は、ケース3のような場合だけにとどまりません。紙面の都合により具体的なスキームの例を本稿で示すことはできませんが、たとえば、次のようなケースでも民事信託の活用の可能性があります。

### ケース A 【遺留分への配慮】

X(70歳)は、株式会社Yの代表取締役であり、同社の100%の株式を保有している。XにはY社の専務取締役の長男A(45歳)と、Y社の経営に関与していない長女B(48歳)がいる。近時、Xの判断能力が徐々に低下してきている。Xは自らの死後、Y社の株式を長男Aにすべて移転させたいと考えている。しかし、遺言により長男AにY社株式すべてを相続させると、長女Bの遺留分を侵害してしまう。

### ケース B【自社株生前贈与】

X(70歳)は、株式会社Yの代表取締役であり、Y社の80%の株式を保有している。XにはY社の専務取締役の長男A(35歳)がおり、長男Aは残り20%のY社の株式を保有している。Y社は新規事業が好調で、今後も業績が良くなり、Y社株式の価値が上がるが見込まれる。将来想定される相続税を考慮し、Xは、株価評価がまだ高くないうちに、長男Aに株式を譲渡したいと考えている。ただし、長男Aに経営を任せるには、まだ不安がある。

さらに事業承継の他にも、信託は、離婚時の養育費の給付確保を目的とする場合等、様々なケースで活用・応用できる可能性があります。

## 5 おわりに

何が最善の解決策になるかは、個別の事情に応じて様々です。信託の活用も含め、具体的な事情に即して、メリット・デメリットを検討することが有用です。特に他の制度による解決が困難な場合、信託を一つの選択肢として検討してみる価値があります。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有  
いただいて差し支えありません。電話またはメール([newsletter@umedasogo-law.jp](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp))でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

今、将棋界がとても熱いです！2020年7月16日、藤井聡太七段(当時)が、17歳11か月で棋聖位を獲得し、将棋界のタイトル獲得史上最年少記録を樹立しました。このニュースは、テレビや新聞等で様々報道されましたので、将棋のことはあまりご存知なくても、耳にされたことのある方も多いのではないのでしょうか。暗い話題が続く中、将棋界からこうした明るいニュースが舞い込んできて、一将棋ファンの私としては、非常に嬉しく感じています。藤井棋聖は、現在、「王位」のタイトルをかけて、木村一基王位に挑戦中でもあります。木村王位は、昨年、史上最年長で初タイトルを獲得し、その当時話題になった棋士で、「百折不撓の棋士」とも呼ばれます。「百折不撓」は私も大変好きな言葉で、この精神は仕事の上でも常に心に留めています。藤井棋聖が王位も獲得し、史上最年少2冠となるのか、はたまた木村王位が防衛するのか、こちらも全く目が離せません。…と藤井棋聖の話題から始まりましたが、私にとっての永遠のヒーローは、今でも羽生善治九段です。タイトル獲得通算100期との前人未踏の記録まであと1期と迫っており、なんとしても達成してほしいと心から願っています。これからも明るい話題が出てくること間違いなしの将棋界ですので、ぜひ皆様にも着目していただければと思います。

(弁護士 中村重樹)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>